

[事案 2022-212] 新契約無効請求

・令和5年3月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年2月に乗合代理店を通じて契約した引受基準緩和型終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)既払込保険料が約240万円であるにもかかわらず、死亡保険金額は200万円で、解約返戻金額も40万円にすぎない商品に加入させられているが、当時、自分は難聴で、契約内容を理解できない状況であった。
- (2)契約当時、自分は告知事項（最近3か月以内に、医師から入院、手術、検査のいずれかをすすめられたことがありますか。）に該当していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約当時、募集人は契約内容の説明を行っており、申立人は契約内容を理解したうえで加入している。また、申立人は問題なく意思疎通ができる状態であり、難聴により契約内容を理解できないということはなかった。
- (2)実際に告知事項があっても加入できなかったとしても、告知義務違反による解除権は当社にあるため、申立人から解約等を主張することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったこと等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。